

令和6年7月
第176号

国保だより

編集
川崎市健康福祉局
医療保険部医療保険課

令和6年8月から使用できる新しい被保険者証をお送りします

現在お手持ちの被保険者証は令和6年7月31日をもって有効期限切れとなるため、8月1日以降に御使用いただける新しい被保険者証(※)をお送りします。

新しい被保険者証は、7月中は御使用いただけませんので御注意ください。7月中に医療機関等を受診される際は、これまでの被保険者証(有効期限が令和6年7月31日のもの)を窓口に提示してください。これまでお使いの被保険者証は、8月1日以降に裁断のうえ、各世帯で処分してください(区役所保険年金課、支所区民センター保険年金担当にお持ちいただければ、適正に処分いたします。)

(※)新しい被保険者証の有効期限は、被保険者ごとに以下①～⑥の中で最も早い日付です。

- ①令和7年7月31日
- ②75歳の誕生日の前日
- ③70歳になる誕生月の末日 ※1日生まれの方は70歳になる誕生日の前日
- ④(国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証をお持ちの方)窓口負担割合が変更になる前月の末日
- ⑤(外国籍の方)在留期間満了日の翌日
- ⑥(学証をお持ちの方(修学のために川崎市外に在住している方))在学中の学校の卒業予定日

<御注意>昭和29年7月2日～昭和29年8月1日生まれの国保加入者がおられる世帯の方へ

昭和29年7月2日～昭和29年8月1日生まれの方の新しい被保険者証については、別途7月下旬頃に送付予定です。申し訳ありませんが、今しばらくお待ちください。

69歳以下の方の被保険者証

神奈川県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 令和7年 7月31日 記号 50 番号 0000000 (枝番)00
氏名 ○○ ○○ 住所 川崎市○○区○○町1番地 国保ハイツ 101号	
生年月日 昭和○年○月○日 性別 男 適用開始年月日 平成○年○月○日 交付年月日 令和6年 8月 1日	
世帯主氏名 ○○ ○○ 保険者番号 [] 1 4 5 0 [] 川崎市 交付者名 TEL 044-000-0000 (○○区役所)	印

医療機関等での窓口負担割合は次のようになります。
未就学児以外：3割
未就学児：2割

70歳以上の方の被保険者証

神奈川県 国民健康保険 被保険者証 兼 高齢受給者証	有効期限 令和7年 7月31日 記号 50 番号 0000000 (枝番)00 一部負担金割合 ○割
氏名 ○○ ○○ 住所 川崎市○○区○○町1番地 国保ハイツ 101号	
生年月日 昭和○年○月○日 性別 男 適用開始年月日 平成○年○月○日 交付年月日 令和6年 8月 1日 発効期日 令和6年 8月 1日	
世帯主氏名 ○○ ○○ 保険者番号 [] 1 4 5 0 [] 川崎市 交付者名 TEL 044-000-0000 (○○区役所)	印

医療機関等での窓口負担割合はこちらに記載されています。

令和6年12月2日から現行の被保険者証は発行されなくなります

被保険者証廃止後は、マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を、保有している方には「資格情報のお知らせ」を交付いたします。

令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な被保険者証は、12月2日以降、証記載の有効期限まで使用可能です。

※転職・転居等で加入している保険者が変わった場合は、その日以降使えなくなります。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある被保険者証の有効期限までに、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療機関を受診することができます。

なお、マイナンバーカードを紛失・更新中の方、マイナ保険証での受診が困難な方等は、申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。申請による交付の対象者、申請開始の時期及び方法等につきましては、決まり次第改めてお知らせいたします。

川崎市保険コールセンター



044(200)0783

ご利用
時間平日：8時30分から17時15分まで
第2・第4土曜日：8時30分から12時30分まで

※御利用には、通話料がかかります。 ※土曜(第2・第4土曜を除く。)、日曜、祝日、年末年始は御利用できません。

会社等の健康保険に加入している方名義の被保険者証が届いた場合は…

国民健康保険に加入していた方が、会社等の健康保険に加入しても、自動的に国民健康保険から脱退となる仕組みはありません。国民健康保険の脱退の届出は御自身で行う必要があります。

今回お送りした被保険者証の中に、会社等の健康保険に加入している方の被保険者証がある場合は、その方の国民健康保険脱退の届出がお済みでないと考えられますので、お手数ですがお住まいの区の区役所・支所区民センターまで届出をお願いします。

届出に必要なもの

- ①国民健康保険を脱退される方の被保険者証
- ②世帯主、国民健康保険を脱退される方の分のマイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ③届出人の本人確認書類（顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、旅券等）1点、又は官公署等より発行・発給された書類2点）
※②で届出人のマイナンバーカード（顔写真付き）をお持ちいただく場合は不要です。
- ④職場の健康保険に加入した証明書またはそのことがわかるもの（職場の健康保険証等）

※会社等の健康保険に加入した日以降に、川崎市が交付した国民健康保険被保険者証を使って医療機関等を受診すると、本市が負担した医療費（総医療費の7～8割分）を返還していただくことになりますので、御注意ください。

脱退届出はインターネットでも可能です

勤め先の健康保険に加入されたことにより国民健康保険を脱退される方については「オンライン手続きかわさき」での届出も可能です。区役所・支所へ来庁することなく、お手持ちのパソコン・スマートフォンでの手続きが可能ですので、よろしければ御利用ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000068126.html>

※上記ページから電子申請サイトにアクセスできます。



（二次元コード）

※初めて「オンライン手続きかわさき」を利用する方は、利用者登録が必要です。

※これまで「ネット窓口かわさき」を利用していた方が「オンライン手続きかわさき」を利用する場合も、改めて利用者登録が必要です。

※届出の際には、勤め先の健康保険から交付された新しい健康保険証（会社等の健康保険に加入した被保険者・被扶養者の方全員分）の写真またはスキャンした画像を添付していただく必要があります。

※勤め先の健康保険又は国民健康保険組合への加入以外の事由による国民健康保険の脱退には御利用できませんのでご注意ください。

限度額適用認定証などの申請の御案内

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、又は「食事療養標準負担額減額認定証」（以下「認定証」といいます。）をお持ちの方は、有効期限が令和6年7月31日となっています。

令和6年8月以降も認定証を引き続きお使いになる場合は、あなたの世帯の令和5年中の所得状況や現在の国民健康保険料の納付状況をもとに新たに認定を行いますので、お住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金担当に申請していただきますようお願いいたします。

（所得の申告状況や保険料の納付状況によっては交付できない場合があります。確認したい方は、お住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金担当へお問合せください。）

なお、申請の際は、必ず新しい被保険者証を御持参ください。

申請に必要なもの

- 申請書（窓口にもおいてあります。）
- 国民健康保険被保険者証（新しく交付したもの）
- 現在お持ちの認定証
- 世帯主及び対象者のマイナンバー（個人番号）がわかるもの
- 来庁者の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、旅券等）
※マイナンバーカード（顔写真付き）をお持ちの方は不要です。
- 住民税非課税世帯で、この1年間の入院日数が通算で90日を超えた人は、入院期間が証明できるもの（入院期間が明記された領収書など）

※なお、マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。上記認定証の事前申請は不要となりますので、この機会にマイナ保険証をぜひ御利用ください。

マイナ保険証を御利用ください



マイナ保険証を使うメリット

① より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない
内容もあるから
助かるわね



② 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担を
しなくて済むわ



③ 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が
自己負担も
低くなるんだ



! マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくある御質問

マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、御利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトで御確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



国民健康保険料の納付は口座振替で!

① 金融機関の窓口でのお申し込み

市内金融機関の窓口にて備え置いてある口座振替納付依頼書を記入し、金融機関の窓口で直接お申し込みください。

〈振替開始時期〉25日までの申し込みで、翌々月より振替を開始できます。

〈必要なもの〉●被保険者証 ●通帳 ●口座届出印

② Webでのお申し込み (Web口座振替受付サービス)

川崎市ホームページ「国民健康保険料の納付方法について」ページ内の「Web口座振替受付サイト」リンクからお申し込みください。

〈振替開始時期〉25日までの申し込みで、翌々月より振替を開始します。

〈必要なもの〉●被保険者証 ●キャッシュカード

●本人認証に必要な情報

※金融機関により異なります

「国民健康保険料の納付方法について」

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000120695.html>



③ 区役所・支所の窓口でのお申し込み (ペイジー口座振替受付サービス)

区役所保険年金課・支所保険年金担当の窓口で口座振替納付依頼書を記入してお申し込みください。

〈振替開始時期〉月末までの申し込みで、翌月より振替を開始できます。

〈必要なもの〉●被保険者証 ●キャッシュカード ●暗証番号

※キャッシュカードの種類により取り扱いえない場合があります。

口座振替に関するお問い合わせ先

川崎市保険コールセンター 044-200-0783

受付時間 平日 8:30～17:15 第二・第四土曜日 8:30～12:30 ※年末年始を除く

お申し込み可能な金融機関 (令和6年4月1日時点)

金融機関名	① 金融機関	② Web	③ 区役所・支所
みずほ銀行	●	●	●
三菱UFJ銀行	●	●	●
三井住友銀行	●	●	●
りそな銀行	●	●	●
群馬銀行	●	●	×
きらぼし銀行	●	●	●
横浜銀行	●	●	●
東日本銀行	●	●	×
神奈川銀行	●	●	×
静岡中央銀行	●	●	×
横浜信用金庫	●	●	●
川崎信用金庫	●	●	●
さわやか信用金庫	●	●	×
芝信用金庫	●	●	●
城南信用金庫	●	●	×
世田谷信用金庫	●	●	●
みずほ信託銀行	●	×	×
ハナ信用組合	●	×	×
神奈川県医師信用組合	●	●	×
横浜幸銀信用組合	●	×	×
中央労働金庫	●	●	●
セレサ川崎農業協同組合	●	●	●
ゆうちょ銀行	●	●	●
PayPay銀行	×	●	×
楽天銀行	×	●	×

ジェネリック医薬品希望カードを御利用ください

医師・薬剤師の皆さまへ

ジェネリック医薬品(後発医薬品)が
適切であれば、処方(調剤)を
希望します。



このカードは、被保険者証・診察券と一緒に御本人にお戻しください。

川崎市国民健康保険

ジェネリック医薬品とは

「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」とは、新薬(先発医薬品)の主成分特許期間が過ぎたあと新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、安価に作ることができます。ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性は、新薬とほぼ同等であると認められています。

被保険者証と一緒に送付したものをお使いください。

ジェネリック医薬品についての詳細はこちらを御覧ください。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)について

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000046813.html>



ジェネリック医薬品に関するお知らせハガキについて

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担相当額が少なくなる可能性のある方に、年3回、お知らせハガキを送付しています。ハガキが届いたら、内容を御確認いただき、ジェネリック医薬品への切り替えを御検討ください。